

## デリバティブを内包する預金に関するガイドライン

本ガイドラインは、銀行におけるデリバティブを内包する預金に関して、投資者保護の充実を図るための基本的な事項を定めたものであり、本ガイドラインに沿って、各銀行は必要な態勢を整備しなくてはならない。

### 1. 定義

- (1) 本ガイドラインにおいて、仕組預金とは、金融商品取引法第2条第20項に規定するデリバティブ取引または商品先物取引法第2条第15項に規定する商品デリバティブ取引を組みこんだ預金をいう。
- (2) 本ガイドラインにおいて、複雑性を有する仕組預金とは、次の各号に掲げるものをいう。
  - ① 満期時の払戻額が元本を下回る可能性のあるもの（満期時の払戻額が預入時から満期まで特定の指標または価格の変動率にあらかじめ定めた倍率（1倍またはマイナス1倍に限る。）を乗じて得た数値に一致させるよう設計されたものを除く。）または自動的にデリバティブ取引の権利行使が行われること等により、元本の額を下回って払戻される条件があるもの
  - ② 預入時に利率が確定しておらず、満期時の払戻通貨が預入通貨と同じ通貨で払戻されないもの（金利の変動率を金利指標の変動率に一致させるよう設計されたものを除く。）
  - ③ 預入時に利率が確定しておらず、利息が預入通貨と同じ通貨で払戻されないもの（金利の変動率を金利指標の変動率に一致させるよう設計されたものを除く。）
  - ④ 条件により利息が0または極めてそれに近い水準になるもの（金利の変動率を金利指標の変動率に一致させるよう設計されたものを除く。）
  - ⑤ 預入期間の延長につき銀行が選択権を有している特約が付されており、預入時に特約の執行条件が確定しておらず、その選択権を行使する要因が明らかにされていないもの

### 2. 商品性やリスクの十分な把握

銀行は、当該銀行にとって新たな仕組預金の取扱いを検討するに当たっては、

当該仕組預金の商品性やリスクを十分に把握し、当該仕組預金に適合する顧客が想定できないものは、取り扱ってはならない。

### 3. 勧誘開始基準

銀行は、顧客（個人に限り、特定投資家（銀行法施行規則第14条の11の7に規定する特定投資家（銀行法施行規則第14条の30の2第2号に規定する特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同号の規定により特定投資家とみなされる者を含む。）をいう。以下同じ。）を除く。）に対し、複雑性を有する仕組預金の勧誘（当該勧誘の要請をしていない顧客に対し、訪問しまたは電話により行うもの、および当該勧誘の要請をしていない顧客であって来店した者に行うものに限る。）を行うに当たっては、勧誘開始基準を定め、当該基準に適合した者でなければ、当該仕組預金の勧誘を行ってはならない。

### 4. 注意喚起文書の交付等

(1) 銀行は、複雑性を有する仕組預金の預入に係る契約を締結しようとするときは、あらかじめ当該顧客（特定投資家を除く。以下同じ。）に対し、次に掲げる事項について記載した文書（以下「注意喚起文書」という。）を交付し、顧客への注意喚起を行わなければならない。ただし、預入に係る契約締結前1年以内に、当該顧客に対し注意喚起文書を交付している場合を除く。

- ① リスクに関する注意喚起
- ② トラブルが生じた場合の指定紛争解決機関による苦情処理および紛争解決の枠組みの利用が可能である旨ならびにその連絡先

(2) 銀行は、注意喚起文書の交付に代えて、顧客に前項各号に掲げる事項を電磁的方法により提供することができる。

(3) 銀行は、顧客と複雑性を有する仕組預金の預入に係る契約を締結しようとするときは、あらかじめ、顧客の知識、経験、財産の状況および契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法および程度による上記(1)①および②に掲げる事項の説明を行わなければならない。

(4) 注意喚起文書を交付した日（この項の規定により注意喚起文書を交付したものとみなされた日を含む。）から1年以内に複雑性を有する仕組預金の預入に係る契約の締結を行った場合には、当該締結の日において注意喚起

文書を交付したものとみなして、上記(1)ただし書きの規定を準用する。

## 5. 顧客への説明と確認書の徴求

(1) 銀行は、複雑性を有する仕組預金の預入に係る契約を締結しようとするときは、顧客が次に掲げる事項を理解し、顧客の判断と責任において当該取引を行う旨の確認を得るため、顧客に十分な説明を行い、当該顧客から当該取引に関する確認書を徴求するものとする。

### ① 当該取引の重要な事項の内容

- ・当該仕組預金は、申込後は預入前であっても原則満期日前解約ができないこと
- ・当該仕組預金を満期日前解約する場合、解約清算金が発生すること
- ・当該仕組預金を満期日前解約する場合の解約清算金(試算額)の内容
- ・実際に当該仕組預金を満期日前解約する場合には、試算した解約清算金を超える可能性があること
- ・解約清算金の支払いにより、解約時に受け取る金額(利息は含まない)が当初預け入れた元本金額を下回る(＝元本割れ)可能性があること
- ・円以外の外貨で払戻される仕組預金の場合、満期時点の円貨換算額が、外国為替相場によっては当初の円貨ベース預入額を下回り、円貨ベースで元本割れする可能性があること

② 当該仕組預金により想定される損失額(満期日前解約した場合の解約清算金(試算額)を含む。)を踏まえ、当該顧客が許容できる損失額および当該顧客の経営または財務状況への影響に照らして、当該顧客が取引できる内容であること

③ 顧客が融資取引を行っている法人の場合には、仕組預金の預入に応じなくとも、そのことを理由に今後の融資取引に何らかの影響を与えるものではないこと

(2) 銀行は、確認書の徴求に代えて、顧客から上記(1)①から③に掲げる事項を電磁的方法により提供を受けることができる。

以 上